

PTA・青少年教育団体共済法施行規則の概要

(平成22年文部科学省令第24号)

趣旨

PTA・青少年教育団体共済法(※)(平成22年法律第42号)(以下「法」という)の施行に伴い、PTA等が共済事業を実施するにあたり必要な事項について定めたもの

(※) 青少年の健全な育成等に資するため、PTA及び青少年教育団体が、その主催する活動等における青少年等の災害について、共済事業を行うことができることとしたもの

概要

法において省令で定めることとされている以下の事項等について規定（主なもの）

(1) 共済事業の認可等に関する事項

○認可申請手続：共済事業の認可を受けようとする者は、共済規程、認可申請書その他必要書類を行政庁に提出

- ・認可申請書記載事項：名称、準備金の額、理事及び監事の氏名 など
- ・必要書類：理由書、定款、登記事項証明書、三事業年度の事業計画書及び収支予算書、最終の貸借対照表及び損益計算書等、共済事業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況を記載した書面 など

○被共済者の範囲：PTA等が主催する活動においては、児童生徒等及びその親族、保護者、教職員、指導者、活動を支援する者 など

○共済掛金等の上限額の設定：

- ・共済掛金：各事業年度につき、一の被共済者当たり 2千円
- ・共 済 金：一の災害につき、一の被共済者当たり 3千5百万円
- ・事業規模：一事業年度において支払を受ける共済掛金の総額 6億円

(2) 共済規程に関する事項

○記載事項：法に定める事項のほか、共済事業の実施方法に関する事項(※①)、共済契約に関する事項(※②)、共済掛金及び準備金に関する事項(※③)

- ※① 被共済者の範囲、契約締結の手続に関する事項、共済掛金の收受、共済金の支払及び共済掛金の払戻し等に関する事項、共済証書記載事項、特約に関する事項 など
- ※② 共済金を支払わなければならない事由、共済団体が義務を免れる事由、共済契約者等が義務を履行しないことにより受ける損失、解除の場合に当事者が有する権利及び義務 など
- ※③ 共済掛金、準備金、責任準備金の計算の方法 など

○変更の承認申請：承認申請書の添付書類（変更理由書、変更箇所を記載した書面 など）

○共済規程の審査基準：法に定める基準のほか、契約の内容が共済契約者等の需要及び利便に適合した妥当なものであること、返戻金の開示方法が共済契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なもの、かつ、明瞭に定められていること、共済金の支払基準等が適正であること など

(3) 共済事業の運営に関する事項

○共済契約の締結等に関する禁止行為：法に定める行為のほか、共済契約者等に対して威迫等して共済契約の申込みをさせる行為、共済契約者等に対して、判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき誤解させるおそれがあることを告げ、又は表示する行為 など

○その他必要な事項を規定：共済事業の運営に関する措置、保険契約と共済契約との誤認防止、共済団体の内部規則等、個人利用者情報の安全管理措置等、委託業務の的確な遂行を確保するための措置 など

概 要

(4) 経理に関する事項

- 区分経理： 共済会計において行うことができる安全普及啓発活動等（青少年の安全に関する普及啓発活動その他青少年の健康の保持増進に資する事業）は、共済事業の健全かつ適切な運営を妨げない範囲内とすること（この場合、毎事業年度開始前に、行政庁への届出が必要）
- 共済会計から他会計への資金運用等の許可申請に必要な書類： 理由書、償還計画書など
- 準備金： 定款で定める額（最低2千万円）に達するまでは、毎事業年度の剰余金の1/5以上を積立
- 責任準備金、支払備金：
 - ・責任準備金： 急に大規模災害が起こり多額の共済金支払の必要が生じた場合等に備えるもの
 - ・支払備金： 当該事業年度に起こった災害に対する共済金の支払が当該事業年度内に終わらなかった場合に翌事業年度以降支払うことを担保するためのものについて規定

(5) 業務報告書に関する事項

- 業務報告書： 毎事業年度、原則として事業年度終了後三月以内に行政庁に提出
 - ・記載事項： 事業報告書（共済団体の事業活動の概況に関する事項、運営組織の状況に関する事項その他共済団体の状況に関する重要な事項）、貸借対照表、損益計算書 など
- OPTA・青少年教育団体共済監査： 対象は、最終の貸借対照表上の純資産の額が1億円を超える共済団体（公認会計士等による外部監査）
 - ・内容： 共済掛金の収入、共済金の支出、安全普及啓発活動等に係る経費の支出、共済会計に属する資産、その他共済事業の運営に要する経費に関する事項について、貸借対照表及び損益計算書等と共済団体が有する会計帳簿、明細書及び領収書等との照合を行い、その一致を確認した上で行うもの

(6) 共済事業の廃止及び合併に関する事項

- 共済事業の廃止の承認：
 - ・行政庁は、共済事業の廃止に係る承認申請があったときは、共済契約者等の保護に欠けるおそれがないものかを審査
 - ・行政庁は、当該団体が実施する共済事業の共済契約がある場合、①、②の場合を除き承認しない
 - ①申請の日において既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る）
 - ②申請の日において既に共済期間が終了している共済契約
- 合併の承認：
 - ・行政庁は、承認申請に対し共済契約者等の保護の観点から審査すべきこと等について規定

(7) 届出事項

- 行政庁への届出が必要な事項： 共済事業の開始、定款の変更、役員就任又は退任、不祥事件（業務遂行に際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為）の発生、有価物の一件当たり百万円以上の紛失 など

- その他所要の改正

施行期日

法の施行の日（平成23年1月1日）から施行

※法の施行期日：法の公布の日（平成22年6月2日）から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日